

①

予防規程 ~~変更~~ 制定認可申請書

年 月 日			
柏市消防局長 殿			
申請者 ②			
住所 千葉県柏市柏〇番地〇（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）			
氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎			
設置者 ③	住所	千葉県柏市柏〇番地〇（電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
設置場所		④ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇	
製造所等の別		⑤ 取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分 ⑥ 給油取扱所
設置の許可年月日及び許可番号		⑦ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号	
危険物の類、品名（指定数量）、最大数量		⑧ 第4類第2石油類 (1,000L) 30,000L	指定数量の倍数 ⑨ 30倍
予防規程 <del>変更</del> 作成年月日		⑩ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
※ 受付欄		※ 備考	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。

- ① 制定又は変更のいずれか該当する方を○で囲むよう記入するか又は該当しない方を二重取消線で抹消してください。
- ② 申請者は、当該危険物製造所等を所有又は管理並びに占有（使用）している方にしてください。申請者の住所、氏名は代表者の住所、氏名を記入してください。申請者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入してください。
- ③ 設置者の住所及び氏名を記入してください。法人は主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- ④ 設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を千葉県から記入してください。なるべく「-（ハイフン）」等略称は使用せず、「○丁目○番○号」のように記入してください。
- ⑤ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、危政令第2条に掲げるものは「貯蔵所」、危政令第3条に掲げるものは「取扱所」と記入してください。
- ⑥ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は第3条に規定する区分により「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。（製造所の場合は斜線をしてください）。
- ⑦ 製造所等の設置時の許可年月日及び許可番号を記入してください。
- ⑧ 消防法別表第1を確認し危険物の類、品名（指定数量）、最大数量を記入してください。ただし、品名が多く書ききれない場合は「別紙のとおり」と記入し、一覧表等を添付してください。
- ⑨ 指定数量の倍数は、貯蔵又は取扱う危険物の最大倍数を記入してください。小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。
- ⑩ 制定又は変更のいずれか該当する方を○で囲むよう記入するか又は該当しない方を二重取消線で抹消してください。  
予防規程作成・変更年月日は、運用開始日時年月日又は「認可後」と記入してください。  
※変更の場合は、⑩の欄の余白に、変更の理由及び内容を簡潔に記入してください。  
(例) セルフ化のため

## 補足事項

- ① 予防規程の制定が必要な製造所等：危険物の規制に関する政令第37条により定められた製造所等（別紙参照）
- ② 手続きの時期：予防規程を制定若しくは変更をするとき
- ③ 手続き可能な方：製造所等の所有者、管理者又は占有者
- ④ 代理人による手続き：可能（上記の者から代理人への委任状が必要）
- ⑤ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑥ 必要部数：2部
- ⑦ 必要書類
  1. 予防規程制定・変更認可申請書
  2. 認可を受けようとする予防規程の全文
- ⑧ 手続きにかかる費用：無料
- ⑨ 手続き後にお渡しするもの
  1. 認可書又は不認可通知書
  2. 申請書の副本
- ⑩ 注意事項
  1. 制定の申請時期は、完成検査により技術上の基準に適合されていると認められ、使用を開始するまでの間に認可を得られるよう考慮し、申請してください。
  2. 規程の変更は原則自主的なものになります。  
使用形態の変化、社会情勢の推移、関係法令の改廃等を勘案し、定期的に見直しを図ってください。
  3. 予防規程内に個人名が含まれ、人事異動等の理由でその個人名に変更があっても予防規程の変更の認可は要しません。

## 予防規程を定めなければならない製造所等について

危政令第37条及び危規則第61条により、予防規程を定めなければならない製造所等は、以下のとおりです。

製造所等の区分	指定数量の倍数等	条件より除かれるもの
製造所	10倍以上	1. 鉱山保安法に基づく保安規程を定めているもの 2. 火薬類取締法に基づく危害予防規程を定めているもの
屋内貯蔵所	150倍以上	
屋外タンク貯蔵所	200倍以上	
屋外貯蔵所	100倍以上	
給油取扱所	屋外の自家用を除き、すべて必要	
移送取扱所	すべて必要	
一般取扱所	10倍以上 (ただし、30倍以下かつ引火点40℃以上の容器詰めを行うものは除く。)	

なお、予防規程に定めなければならない事項は、次のとおりです。

(危規則第60条の2)

- ① 危険物の保安管理を行う者の職務と組織
- ② 保安監督者の職務代行者
- ③ 自衛消防組織
- ④ 保安教育
- ⑤ 保安のための巡視、点検、検査
- ⑥ 施設の運転、操作
- ⑦ 危険物取扱作業基準
- ⑧ 補修方法
- ⑨ 施設工事の安全管理（火気使用・取扱管理・危険物等の管理）
- ⑩ 製造所、一般取扱所における危険物の取扱工程、設備等の変更に伴う危険要因の把握とその対策
- ⑪ 顧客に対する監視・その他保安のための措置  
(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る)
- ⑫ 配管工事の現場責任者の条件等  
(移送取扱所に限る)
- ⑬ 災害時の措置
- ⑭ 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の施設・設備の点検・応急措置
- ⑮ 保安に関する記録
- ⑯ 書類、図面の整備
- ⑰ その他、保安に関する事項
- ⑱ 警戒宣言が発せられた場合の、伝達、避難、その他の措置（地震防災対策強化地域に限る）

※同一事業所内に複数の該当する製造所等があり、災害が発生した場合に相互に関連があると判断される場合は、事業所の実態に合わせ、個々の製造所等ごとに作成するのではなく、事業所全体を予防規程の対象として、すべての製造所等を網羅した予防規程を制定するようにしてください。